平成２７年（フ）第１９６号
大阪府泉佐野市野出町18番２号
債務者　木村　　均
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１９７号
大阪府岸和田市野田町１丁目11番４号、前住所大阪府貝塚市澤1337番地７
債務者　岸本　　健
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１９９号
大阪府貝塚市三ツ松1767番地３
債務者　與那嶺　拓
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２１７号
大阪府貝塚市海塚57番地１エリカⅡ203号
債務者　林　喜代香（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２１８号
大阪府貝塚市橋本1000番地貝塚中央病院、住民票上の住所大阪府松原市天美東１丁目73番地の12カーサ天美307号
債務者　加藤　善規
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２２７号
大阪府泉佐野市中庄1494番地の１－504、前住所大阪府泉南郡熊取町五門西４丁目1006番地の16
債務者　守屋　光敏
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２５０号
大阪府岸和田市田治米町250番地府営住宅21棟303号
債務者　吉田　映己
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２５５号
大阪府貝塚市北町28番15号
債務者　操野　勝治
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２１９４号
札幌市東区北16条東７丁目２番40号
債務者　西尾　智則
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５９９号
北海道江別市野幌若葉町66番地の９
債務者　三神　　毅
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７５７号
札幌市白石区南郷通12丁目南５番３－103号
債務者　稲井　　翼
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７８２号
北海道石狩市花川南７条２丁目204番地コーポグリーンアーチ202号
債務者　佐立　　勝
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７８７号
札幌市清田区平岡１条２丁目３番12号
債務者　榎本佳代子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２３号
相模原市南区相武台２丁目５番20号
債務者　灰野　正志
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第８８４号
堺市南区桃山台１丁３番22－108号
債務者　窪田　英希
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２５６号
堺市中区小阪359番地９　４棟704号
債務者　西　　宏之
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３１０号
堺市堺区中安井町１丁１番４号　ハイムラペ403号
債務者　山田　浩一
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３３９号
堺市南区城山台２丁１番23－110号
債務者　逢坂　真理（旧姓宮野・藤田）
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係